

京都市教育委員会教育長訓令甲第9号

事務局

学校

幼稚園

教育機関

学校職員の辞令文例の一部を次のように改正する。

平成18年3月29日

京都市教育委員会

教育長 門川 大作

別記第1（一般職に属する職員）の項第10号中「調整手当」を「地域手当」に改め、同項第11号中「国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」を「公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」に改め、同項第19号、第41号及び第42号中「調整手当」を「地域手当」に改める。

別記第3中「殿」を「様」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)